

別記様式第3号（第8条関係）

館林市パブリックコメント募集結果報告書

募 集 案 件		館林市教育大綱（案）	
募 集 期 間		令和7年12月1日 ～ 令和7年12月26日	
募 集 結 果	提 出 者 数	2人	
	意 見 数	70件	
	提出方法内訳	郵 送 0件・F A X 0件・メール 0件・直 接 2件	
市の対応状況		①反映させた意見数： 2件 ②反映させられなかった意見数： 68件	
意見等の概要と市の考え方			
整理番号	意見等の概要		市の考え方
	別紙のとおり		別紙のとおり
素案修正概要			
変 更 前		変 更 後	変 更 理 由
○基本目的内「安心して子どもを産み、自信にあふれる子どもに育てられ、」		「安心して子どもを産み、自信あふれる子どもに育てられ、」	文章表現見直しのため
P3「1 家庭の教育力回復を図る取組」		「1 家庭の教育力強化を図る取組」	文章表現見直しのため
問い合わせ：実施担当課名 教育総務課			
電話番号 0276-47-5164			
F A X 番号 0276-74-9677			
E - m a i l kyoiku.somu@city.tatebayashi.gunma.jp			

■館林市教育大綱（案） パブリックコメント募集意見等に対する回答

別紙

整理番号	意見等	回答
1	教育大綱（案）に平和教育の位置付け・言及を明記してほしい。	平和教育の重要性を理解した上で、日々の学習や生活指導を通して自他を大切にする教育を推進しております。
2	今回の教育大綱は3回目のものであるので、「第3次教育大綱」と第n次を付けた方がいい。	ご指摘のとおり、策定回数としては3回目に当たります。一方で、本市では計画名称の表記をできるだけ簡潔にし、継続的に内容を参照しやすいよう第n次といった表記は付さずに運用しております。
3	今回の教育大綱がどのように策定されたかの付属資料がない。毎年度の「教育行政方針」の主要な、又は重要な事業の総括集を付属資料として付けるべきである。教育大綱(案)に記述される抽象的な文言について具体的事例を提示して、用語解説集も付属資料として教育大綱(案)に付けてほしい。あるいは、パブリックコメント回答で用語解説集を掲示してほしい。	教育大綱は、市の教育の基本的な方向性を示す指針として、簡潔性と全体方針の明確化を重視して策定しているため、個別事業の総括集や具体事例集、用語解説集を付属資料として添付する予定はございません。なお、大綱の小項目に基づく取組の詳細や進捗等は、毎年度の教育行政方針等で示しております。ご意見は今後の情報提供方法を検討する際の参考とさせていただきます。
4	“～自信にあふれる子どもに育てられ”について、格助詞「に」が二度続くよりも“自信あふれる子どもに育てられ”又は“自信にあふれる子どもへと育てられ”とした方がよりよいのではないか。	ご意見を踏まえ、修正します。
5	個々人の長所をいかに伸ばすかという教育態度こそが、安定した人格形成に結びつくことを中心に置くべきである。	今後の参考とさせていただきます。
6	「安全・安心できめ細やかな学習環境」とは何か。	子どもが心身ともに安心して学び続けられるように、個々の実態に合わせて支えていく環境のことです。
7	「学校、家庭、地域が一体となる」とはどういうことか。	子どもの学びと育ちを地域全体で支えるために、役割分担しながら同じ方向を向いて協働することを指します。「4 地域の教育力を生かした魅力ある学校運営」にあるように、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進などにより実現すると考えます。
8	「豊かな心」とはどんな心か。	他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観などを指します。子どもたちが人や社会と関わりながら、よりよく生きるための内なる力や態度、価値観のことです。
9	「たくましさ」とはどんなことか。	健やかな体とねばり強さを持ち、困難に立ち向かい、自分の力で人生を切り開く力を指します。
10	学校の規模・配置の適正化以外に、より良い教育環境を確保するためのもの・ことは何か。	学校・家庭・地域が連携して教育環境を整え、子どもたちの学力向上だけでなく、安全・安心、心身の健康、学びやすさ、公平性等を同時に高めていくことであると考えます。
11	進学支援のための奨学資金は貸与か給付、どちらが良いのか。	進学支援の奨学資金は、貸与と給付のどちらかが「良い」と一概に決められるものではないと考えます。
12	「発達段階」とは学年のことか。どんな基準で段階を区分するのか。	「発達段階」とは、基本的に学年（年齢）に応じた心身・認知・社会性等の発達の違いを踏まえるという趣旨であり、実務上は学年を大きな目安として整理します。一方で、発達には個人差があるため、単に学年のみで一律に捉えるのではなく、児童生徒の実態（興味・関心、生活経験、学習状況、支援の必要性等）も踏まえて指導内容や方法を工夫することを含みます。
13	「体系的・系統的キャリア教育」とは何か。	児童生徒が将来の生き方や社会的・職業的自立に向けて必要となる力を、学年や発達段階に応じて学校教育活動全体の中で計画的・継続的に育成する取組のことです。
14	「地域の教育力」とは何か。	地域住民や団体の持つ経験や知識、地域の文化、環境などの「資源」を生かして、子どもの学びや育ちを支えながら広げ、深めていく力のことです。
15	「魅力ある学校運営」とは何か。	子どもや保護者にとって、通いたい、学びたい、安心かつ信頼できると感じられるように、教育活動の質と学校の価値を高めていく学校を運営していくことです。
16	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の「一体的推進」とは何か。	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について、別々に取組を進めるのではなく、同じ目標や仕組みのもと、計画から実施、振り返りまでをつなげて実施することです。
17	「確かな学力」とは何か。小・中学生の各学年別に説明してほしい。	「確かな学力」とは、知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲など、自分で課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力等を含めたものと捉えております。各学年の育成を目指す資質・能力については、教科ごとに示されているため、一律に示すことは難しいと考えます。
18	“確かな学力と～心の居場所づくり”では心だけではなく、“心と体の居場所づくり”とすべきではないか。身の置き場がないことから不登校事案が増えていると思われる。	「心の居場所づくり」とは、全ての児童生徒が安心して過ごせる学校、学級づくりの推進を目指すものであり、その取組は多岐にわたります。学級又は学校に身を置くことが難しい児童生徒については、学校内の相談室や教育研究所のふれあい学級などを利用できるようにするなど、支援の場の充実も進めております。
19	館林市が目指す「人権教育」「道徳教育」とは何か。 ・そこには、教員による盗撮防止、性暴力防止は含まれているか。 ・そのような教員を採用しない防止策は含まれているか。 ・児童生徒の性的人権、性的道徳を守る教育は含まれているか。 それは、具体的にどんなことか。	本市が目指す人権教育とは、「正しい人権感覚を身に付けて、人権尊重する態度を身に付ける」こと、また、道徳教育については、「互いを尊重しあい自他の命を大切にする」こととしております。盗撮防止等の直接的な内容は含まれておりませんが、教職員の人権意識を高め、人権尊重の態度を養うことも人権教育の大切なこととして位置付けております。また、教員の採用についてはデータベースを活用するように法律で義務付けられております。人権教育の重要課題の一つに「性的少数者」も含まれております。児童生徒には各教科において性的指向や性自認の多様性についての正しい理解、互いを認め合う態度の育成を図っており、教職員には市・各校において研修の機会を設け、正しい知識の普及とその理解を深めております。
20	「学びの質」とは何か。	I C Tをただ活用すればよいのではなく、児童生徒が主体的に学びながら、資質・能力を育成する学びのために、効果的にI C Tを活用することを目指しております。具体的には、一人一人の特性や学習状況に応じ、学習内容の定着や発展を図るための学びや、多様な他者と協働し、異なる意見を共有し、よりよい学びを生み出す学びを充実させるようにします。
21	I C Tの効果的な活用に、小中学生のスマホ利用禁止は含まれているか。	「I C Tの効果的な活用」は、授業や学習活動において学習用端末やデジタル教材等を適切に活用し、学びの質の向上を図ることを主旨としております。そのため、当該記述は「小中学生のスマートフォン利用の禁止」を含めてはおりません。一方で、スマートフォン等の利用に伴うリスクに対しても、発達段階に応じた適切な利用を促す情報モラル教育や啓発等を行うことは含めております。

■館林市教育大綱（案） パブリックコメント募集意見等に対する回答

別紙

整理番号	意見等	回答
22	「心の居場所」とは何か。普通の「居場所」と何が違うのか。	文部科学省では「居場所」を「児童生徒が存在感を実感することができ、精神的に安心していることのできる場所」と定義しております。このことを踏まえ、「心の居場所」とは物理的な場所や活動の場ではなく、「自分はこちらにいていい」「ありのままの自分でいられる」「誰かの役に立っている」と感じられる心理的な意味を含んだ居場所となります。
23	「積極的な生徒指導」と「生徒指導」はどう違うのか。「積極的な生徒指導」によって管理教育が強化され、過剰な規制・制限・制約によって生徒の人権、自主性、主体性が侵害・棄損されないか。	「生徒指導」とは、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに、将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。 「積極的な生徒指導」とは、問題行動等の未然防止に向けた予防的な対応、児童生徒の成長を促す肯定的な関わりを意味しており、従来の問題行動への対応に焦点を当てた指導とは異なり、児童生徒の自主性、主体性を大切に育てていくものです。
24	「里沼」学習以外で郷土愛を醸成するテーマは何か。市内には「産業廃棄物の山」が点在し放置されている。市当局及び教育委員会は、郷土愛を醸成する半面教材としてこの「産廃の山」を学習テーマとするかどうか。その責任感を持っているか。	郷土愛を育む学習は「里沼」学習に限らず、コミュニティ・スクールを活用した地域や地域住民との関わりや、福祉教育、防災学習などでも育まれるものと考えます。ご指摘の地域課題については、所管部局による対応としております。
25	館林市の「教職員の資質」とは何か。「指導力」とは何か。市内中学校でいじめ重大事態と認定された事件が、教育委員会が任命した第三者調査委員会で調査中である。3年以上が経過して、正式な調査報告書は完成したのか。この第三者調査委員会委員の任命の正統性はあるのか。「第三者」であることが保障されているのか。「調査委員会」の調査過程に重大な瑕疵はあるか。別の第三者調査委員が検証することが不可欠である。これはパブリックコメント回答とは別にその過程と重大な問題点を明確にし、市民に公表してほしい。	本県では、教員等が教職生活全体を俯瞰し、その職責、経験及び適性に応じてどのような資質を高めていかなければならないのかを明確にすることを目的に「群馬県教員育成指標」を定めております。その中で、教員としての基礎的素養として「教育的愛情・情熱」「使命感・責任感」「規範意識・人権感覚」「コミュニケーション能力」「学び続ける姿勢」を掲げております。本市としても、本県が掲げる教員としての基礎的素養を教職員の資質と捉え、その向上を目指して研修等の充実を図っております。あわせて、本県では教職員の職能成長や能力開発、意欲や使命感の高揚を目的に教職員の人事評価を実施しております。その中で、教諭の主な職務として、教科指導等の「学習指導」、生徒指導や進路指導等の「学習外の指導」、学級・学年経営等の「学校運営」を定めております。管理職や養護教諭等、職種が異なる場合には、職務内容も異なりますが、本市としては本県が定める職務を教職員の指導力と捉え、その向上のために研修等の充実を図っております。なお、本件パブリックコメントと趣旨が異なるものはご意見として承ります。
26	幼児教育から小学校教育への接続とは何か。小学校教育から中学校教育への接続も考慮すべきことは必要ないのか。あるならば、それは何か。	幼稚園や保育園、こども園での「遊びを通した学び」と、小学校での「教科を通した学び」の連続性を保障し、子どもがスムーズに小学校生活に適応し、主体的に学びに向かえるように、幼児期（年長児）から小学校1年生までの2年間を「架け橋期」と位置付けております。架け橋期では「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を基に、幼稚園等と小学校教師が共に幼児の成長を共有することで子どもたちが幼児期から小学校へと、途切れることなく健やかに成長していくための取組となります。また、小学校教育から中学校教育への接続においても、学習面（授業進度・内容の急激な変化、学習習慣の確立）、生活面（人間関係の多様化、行動範囲の拡大）、精神面（自立へのプレッシャー、自己肯定感の低下）での環境変化への適応が難しく、不登校や学力低下、生徒指導上の問題につながることもあるため、接続にあたり、小中学校間の連携を推進しております。
27	“「自助」や「共助」の意識を育む教育”に「公助」を明記しないのはなぜか。防災教育には「自助」「共助」「公助」の権利と責任が記述されてある。現行の防災政策＝公助について多くの欠陥が国民から指摘されている。それも教育するのか。それは具体的に何か。	本大綱（案）では、防災教育を含む学校安全の取組として、児童生徒が自ら命を守る行動をとるための「自助」と、地域や周囲の人と助け合う「共助」の意識と行動を身に付けることを重点として記載しております。これは災害発生時の初動において、学校・家庭・地域での備えや行動が被害軽減に直結しやすいことから児童生徒の教育に向けて強調しているものです。一方で、「公助」を軽視する趣旨ではありません。公助は防災・減災の基盤となる重要な要素であり、学校においても行政や関係機関と連携した防災体制、避難所運営への理解、地域防災計画等に関する学習などを通じて、公助の役割を学ぶことは重要であると認識しております。また、ご指摘の「防災政策（公助）の課題」についても、児童生徒の発達段階に配慮しつつ、社会の仕組みとしての防災を理解する学習につなげていくことは意義があると考えます。
28	“地域や家庭、関係機関等と連携した「学校安全」”とは何か。学校内の教員や学校外の地域民による児童生徒への性暴力をどう防ぎ、どう対処するのか。その専門家、体制、組織、警察、病院、保健所、その他協力機関と連携がとれているのか。	「地域や家庭、関係機関等と連携した学校安全」とは、児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、学校だけで対応するのではなく、家庭・地域・行政・関係機関等がそれぞれの役割を分担し、情報共有と協力のもとで未然防止と早期対応を一体的に進める取組のことです。児童生徒に対する性暴力は、児童生徒及び保護者にとって安心・安全でなければならない学校において、決して生じさせてはならないものと捉えております。そのため、本市としては教職員に対して性加害防止を含めた服務規律確保の徹底に努めております。その具体の一つとして、各校で服務規律確保のための研修計画を立案し、定期的に研修を実施し、教職員が常に高い意識をもって業務を遂行することができるように取り組んでおります。また、学校外においても児童生徒が安心して過ごすことができるよう、警察や児童相談所等の関係機関と連携を図っております。なお、児童生徒への性加害が疑われる事案が発生した場合には、被害児童生徒の安全確保を最優先し、内容に応じて学校や教育委員会はもちろん、警察や医療機関等も含めた関係機関と連携の上、児童生徒の心身のケア等を含めて該当事案に対応してまいります。
29	教育における食(教)育は、教育における性教育＝人権教育より重要であるか。	どちらも子どもの成長過程の土台に関わる必須の教育であり、学校教育の中で、食育と人権教育の両方を子どもの発達段階に応じて、系統的に保障することが重要と捉えます。
30	「食に関する指導」とは何か。	給食の時間だけではなく、学級活動、各教科等、学校教育活動全体を通して子どもたちが食の大切さを理解し、望ましい食習慣を身に付けるための指導です。
31	「学校・家庭・地域が連携した食育」とは何か。	学校給食や授業での学びを家庭での食習慣の実践につなげるとともに、地域の食資源（地場産物、生産者、食文化等）も生かしながら、子どもが継続的に健全な食生活を実践できるよう、学校・家庭・地域が一体となって支える取組です。
32	コロナ禍を経て児童の肥満と近視の増加が顕著になっている。特に、近視の改善は学校の重要な取組であり、ICT教育にあってはこの点にも留意が必要である。	今後の参考とさせていただきます。
33	館林市における「地域の教育力」とは何か。	学校・家庭・地域の団体や住民が連携し、子どもの学びや育ちを支える力です。

■館林市教育大綱（案） パブリックコメント募集意見等に対する回答

別紙

整理番号	意見等	回答
34	「1 家庭の教育力回復を図る取組」表現が上から目線と受け取られる。例えば“家庭での教育と連携を強化する取組”等とする方が、対等な立場での共働として理解されやすいと考える。	家庭における教育について評価するものではなく、学校・家庭・地域が連携し、子育てや学びを支え合える環境づくりを進めることを趣旨としております。ご指摘を踏まえ、「家庭の教育力強化を図る取組」に修正します。
35	「家庭の教育力」とは何か。その「回復」とは何か。その「向上」とは何か。	「家庭の教育力」は、生活習慣や社会的マナー等、家庭での育ちを支える力です。相談や学習機会の提供等により支援体制を充実させ、少子高齢化や核家族化等の現代社会における課題に向けた取組を進めるものです。
36	「子育て世代を支援するための相談の場」とは何か。また、同上の「学びの機会」とは何か。	「相談の場」は、子育てや家庭教育に関する不安や悩みを受け止める窓口や機会を意味し、「学びの機会」は、家庭教育学級講座等により必要な知識や関わり方を学べる場を意味しております。
37	「青少年健全育成事業」とは何か。具体的にどのように推進されているか。	地域・学校・行政が連携して、青少年の非行防止や安全な生活環境づくり、健やかな成長の支援を進める取組を「青少年健全育成事業」として実施しております。「中学校訪問」「巡回補導」「少年の主張館林市大会」をはじめ、各種事業を青少推、補導員会、市子育連、市P連等と教育委員会が連携し、推進しております。
38	「明るい地域」とは何か。多文化共生の美名に隠れた外国人差別と日本人差別の実態を教育現場でしっかり教育しているのか。これからしっかり教育する計画を持っているのか。最近の高市政権の外国人・移民施策を児童・生徒にしっかり指導できるのか。	青少年の健全育成に取り組む青少年育成団体等の活動支援を行い、非行や犯罪の起こりにくい地域社会を目指しております。
39	「情報モラル教育」とは何か。	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を養う教育です。
40	学校教育におけるインターネットトラブルとは何か。その防止策は何か。	スマートフォンやSNS等を通じたコミュニケーショントラブル、著作権侵害等の違法行為などです。それらに関連した講座を開催し、青少年健全育成団体や地域、家庭に向けた啓発活動を実施しております。
41	「地域づくりの担い手が育ち、課題解決のための社会教育」とは何か。これまでに具体的にどのように展開してきたのか。その成果はあるか。	防災や健康、地域づくり等をテーマに公民館講座等を開催し、学習成果を地域活動へ生かしていくことを指します。地域課題や生活課題等への理解を深め、解決につながる学習機会の提供に取り組んでおります。点検評価を行い、修正や見直しをしながら取り組んでおります。
42	館林市の人々の学習ニーズとはどんなものがあるか。	学習ニーズは年代や関心により多様であり、教養や趣味、健康づくり、デジタル活用、子育て、地域課題など幅広くあるものと捉えております。
43	館林市の社会教育における学習活動の機会と拠点施設とは何か。	学習活動の機会とは講座や体験事業、講演会等で、施設は市内公民館や図書館、科学館等のことです。
44	館林市における生涯学習理念とは何か。	教育基本法で示されている生涯学習理念に基づき、生涯にわたって学び続けることができ、生き生きと活力に満ちたまちを指します。
45	「学んだ成果が社会還元できる地域づくり」とは何か。今までにどんな地域づくりの成果があるか。	学びで得た知識や技能を地域活動やボランティア、講座運営等に生かす地域づくりのことで、「ふるさとづくり市民フェスティバル」や「公民館まつり」等により学んだ成果が発表され、地域交流や地域づくりの一助となっております。
46	「学びはじめるきっかけづくりや学習意欲を高めるための啓発活動」とはどんな活動を具体的にしているのか。その成果はあったか。	啓発活動は、公民館だよりや広報紙、ホームページを含むSNS等で学びの情報を届け、参加のきっかけをつくる取組です。SNSで活動の様子を配信することで、学ぶ意欲のきっかけづくりになると考えております。今後も様々な方法で情報を発信してまいります。
47	「科学を通して自ら学び、自主性や創造性を育てる体験」とは、具体的に何か。その体験をした子どもにどんな成果があったか。	科学に触れ合うきっかけとなる展示や講座、実験ショー、天体観望会、プラネタリウムの投影などの事業を実施しております。観察や実験、ものづくり等の体験を通して、学習意欲の向上や主体的に学ぶことができる青少年の育成を図っております。事業成果は、学習意欲の向上や科学的な探究心を持つことで進路の選択肢が広がったり、将来の夢につながるができることです。
48	「館林市子ども読書活動推進計画」はどんな成果をあげているのか、いないのか。これに関連したイベントはあるか。	ブックスタートや読み聞かせ、企画展示、講座などのイベントを通して、乳幼児から高校生までの年齢に応じた読書支援を実施しております。第三次子ども読書活動推進計画策定の令和4年度と令和6年度を比較すると、児童書の貸出冊数は103.4%の増加となっております。
49	「学習情報提供・相談体制」とは、具体的にどんな組織で、どんな情報を提供してきたか。その成果はあったか。	「学習情報提供・相談体制」とは、市民の学びを支えるために学習情報を集約して届け、個別の相談に応じる仕組みです。市では、ホームページやSNS等で講座・講師・イベントなどの学習機会を広く案内し、科学館では電話・来館相談やプラネタリウム等を活用したわかりやすい解説、図書館では調べもの支援（レファレンス）を通じて必要な情報提供を行っており、相談・情報提供の利用実績としては学習内容の理解促進や興味関心の向上につながっております。今後もニーズに応じて内容や方法の充実を図ってまいります。
50	「科学館情報」とは何か。どんな情報を発信しているのか。子ども向けだけでなく、大人・社会人に向けた情報を発信しているか。それらの情報発信は成果を上げているか。	科学館では、プラネタリウム番組や講座、イベント等について「広報たてばやし」、館の「イベント案内」「事業案内チラシ」等の紙媒体で周知するほか、館の公式ホームページ、公式Xでも、随時情報発信を行っております。発信した情報は居住地や年代を問わず必要なかたに届くため、市外からの来館者や講座への参加者の増加につながっております。
51	市内11公民館について、学習席の優劣が顕著である。「地域住民が来なくなる空間づくり」に心を砕くべきであり、公民館ごとの学習環境の質も一定の水準を定めるべきではないか。	ご指摘のとおり、学習環境の質の平準化は重要だと考えております。安全性や設備状況を考慮しながら環境向上に努めます。
52	市立図書館2階に学習席があるが、「多様化する学習ニーズに対応」できていないと感じる。従来型の学習者と雑音を発する機器等を使う学習者の住み分けが必要と考える。例えば文化会館の空き部屋を開放するなど、別途学習空間を提供する方策が望まれる。	貸館を行っている施設については、対象の部屋を学習スペースとして確保することは困難ですが、公民館には学習できるスペースがありますので、そちらをご利用いただくことができます。
53	「館林市公共施設等総合管理計画」に基づいて施設の建物、内装、器具等の点検・保守に、人員・予算・物品はきちんと予算計上され、実施されているか。様々な施設・器具等の不備・破損が多く利用市民によって指摘されているにもかかわらず、教育委員会は保守管理をきちんと実施しているか。	施設及び設備等について、日常の点検や法定点検等を計画的に実施し、必要に応じて補修・修繕等の措置を講じるよう努めております。
54	「IV 地域の歴史や伝統、芸術や文化に誇りをもち魅力ある文化を育み、心豊かに暮せるまち」の項目を、芸術文化と歴史文化それぞれ2つに区分するべきと考える。大項目で「IV 歴史文化」「V 芸術文化」「VI スポーツ文化」を提示する。歴史文化と芸術文化を大項目で一緒に扱い、中項目で並べることに無理があると思う。	市総合計画と整合性を持たせた記述となっております。

■館林市教育大綱（案） パブリックコメント募集意見等に対する回答

別紙

整理番号	意見等	回答
55	「里沼」を中心とした郷土の価値の回復への動機付けを互いに持ち、環境改善に取り組んでこそ愛着や誇りに結びつくのではないか。ごみや汚れた物を低減するにはどうしたら良いのか。	文化庁日本遺産に認定を受けた本市のストーリー「里沼」は、沼と共生した歴史や文化が残っていることを評価されたものです。一方で、各沼の環境保護については県・市で取り組んでおります。市が所管する茂林寺沼に関して、令和7年度から環境省「良好な水環境保全・活用モデル事業」の採択事業として「茂林寺沼湿原保全・活用100年プロジェクト」に着手しました。環境省や有識者からも助言をいただきながら、沼だけでなく関連水系の流域に存在する多様な主体者とも連携を図り、各種取組を展開してまいります。
56	「芸術文化活動の拠点施設」のきめ細かいメンテナンス作業を管理・実行するチェック表・報告書はあるか。それらは機能しているか。	施設設備等は専門の業者に点検業務委託をして、施設運営ができるようにしております。また、その点検報告書を基に緊急性が高い項目から修繕を行ったり、改修を計画しております。
57	「芸術文化活動への支援」の実態はどのようになっているか。芸術鑑賞機会は市民のニーズに込えているか。	市民芸術文化祭として市民の幅広い芸術文化活動を積極的に支援するとともに、発表の機会を提供しております。また、伝統文化教室など、伝統文化普及や振興を目的として市民に参加していただいております。芸術鑑賞については、各公演でアンケート調査を実施し、市民に質の高い公演を提供できるよう、また、ニーズに込えられるよう検討・実施しております。
58	「文化財継承の支援」とは何か。成果はあるか。	文化財を後世に継承するための文化財所有者や関係団体等に対する人材育成、情報発信などへの支援です。令和6年度に文化庁の認定を受けた「館林市文化財保存活用地域計画」でもこの支援を明確に位置付けており、今後10年間で支援に取り組み、成果を出していきたいと考えております。
59	「新たな価値付け」とは何か。どんな専門家・組織が実施しているか。	市では指定文化財制度のみの指定・運用ですが、将来的には市登録文化財制度の導入も検討し、「里沼」関連の未指定文化財を中心に特色ある文化財の将来的な価値付けを行う予定です。この場合、市文化財保護審議会委員や外部有識者によって評価・価値付けを行います。
60	館林市の「郷土の歴史文化」の中で、小・中学生、大人・市民の郷土愛を醸成するもの・ことは何か。それらは、観光や産業振興に生かされているか。成果と言えるものが本当にあるか。	本市が目指しているものは、「館林が好きだ」という単なる郷土愛に留まりません。小中学生、大人・住民のかたが地域に内在する課題解決に向けてそれぞれで行動していくシビック・プライドの醸成です。それぞれの行動の対象が、本市の歴史文化と表裏一体である観光や産業に関わるものとなる可能性は大いにあります。これを成果として出すために、まず大綱に位置付け、個別事業を展開するものです。
61	大綱（案）P5「IV 地域の歴史や伝統～」にある「4 郷土の歴史文化を学ぶ機会の充実」中の“・「館林市史」の活用による地域学習への支援”を実りあるものにするためには、各小中高校・公民館など、もっと目について手に取りやすい環境に「市史」を露出すべきである。また、市庁舎情報公開コーナーに「市史書架」を設置して、広く市民の目に供する試みがあっても良いのではないか。「市史」の一部はデータ化しているが、児童・生徒のタブレットやパソコンに無料インストールされているか。郷土に愛着を持つ市民の涵養を目指すのであれば、全シリーズのデータを無料頒布するのでも手である。	各小中高校・公民館においては全巻配付し、図書室等で適切な公開をしております。公民館では市史の頒布も行っております。今後もより目立つような配架を依頼してまいります。市庁舎情報公開コーナーへの「市史書架」設置については、市史編さん委員会で検討させていただきます。市史のデータ化に際しては、掲載内容に関する権利の関係から無料インストールは難しい状況です。市内小学校6年生に対しては、平成30年度以降全児童に『館林市史教材版ーぼんちやんと学ぼう館林の歴史ー』を無償配付することで、学習年齢に合わせた内容で郷土の歴史や文化を伝えております。
62	「里沼」と「産廃の山」は、館林市内で両立するのだろうか。「産廃の山」が放置されているのに、なぜ「里沼」認定継続になるのか。なぜ、館林市は「産廃の山」が撤去し、その地域の景観が美化されないのに、認定を申請できるのか。文化庁は現場を实地調査したのか。「産廃の山」が認定継続の否決にならない理由を文化庁に代わって説明してほしい。	館林の「里沼」は認定から6年間が経過し、過去6年間の実績報告と今後3年間の地域活性化計画を文化庁に提出し、現地調査を行った結果、この度認定継続の結果通知をいただきました。今後も「里沼」の環境を保全する取組が必要であると考えます。
63	「産廃の山」は、「里沼」保全活動や「里沼」学習、市の歴史文化学習に対してどのように影響するのか。具体的に説明してほしい。	「里沼」の保全活動や学習において、「里沼」の環境を保全する取組は必要です。産廃により歴史文化学習へ影響が生じた場合は、所管部局と連携を図りながら取り組んでまいります。
64	芸術文化とスポーツ文化の分野では、優れた指導者が強く求められている。教育現場や地域クラブにおいて専門人材と連携するための予算・人材・施設／器具を十分に確保する計画があるか。	優れたスポーツ指導者の確保は、スポーツ振興において重要であると認識しております。人材確保に課題がありますが、スポーツ活動の拠点整備として既存スポーツ施設の改修を順次行っております。
65	「競技スポーツを充実させ、」や「競技スポーツを推進」とあるが、大多数の市民にとって必要なことは「日常的に体を動かすこと」である。まずは快適に歩けるまちづくりがあり、歩くことの重要性を役所全体の共通認識として啓発・浸透させることも大事な教育活動である。	歩くことの重要性を踏まえつつ、日常的な運動の裾野を広げ、その先の選択肢として競技スポーツに取り組める環境を整えるという観点から表記しております。今後も競技スポーツの推進を通じて、運動への関心や参加意欲を高め、歩行を含む幅広い運動習慣の定着につなげていきたいと考えております。
66	「競技スポーツを充実させる」とは具体的にどういうことか。	市民が競技レベルのスポーツに挑戦し、継続できる環境と機会を整えることです。
67	中項目（数字）、小項目（点）では、スポーツの言葉はあるが、レクリエーションの言葉がない。軽視していないならばレクリエーションの言葉も入れるべきである。	本大綱（案）では、「スポーツ」をレクリエーション的な活動を含む広い概念として用いており、レクリエーションを軽視しているものではありません。なお、レクリエーション活動については教育行政方針においても位置付けており、今後も年齢や体力にかかわらず、市民が気軽に参加できる活動を推進してまいります。
68	スポーツ活動やレクリエーション活動の人材育成・採用は重要な小項目であると考えます。	スポーツ活動やレクリエーション活動を支える人材育成や採用は、重要であると認識しております。人材育成や採用は、スポーツ活動への支援の中の小項目です。スポーツ団体への支援に含めて整理しており、大綱（案）の中でその方向性を示しております。
69	いろいろな競技スポーツがあるが、全てを平等に充実させるか。館林市のスポーツ文化の歴史・伝統を鑑みて、重点化・戦略的支援を企画するか。	公平性を基本としながら、本市の特性や実情を踏まえた競技スポーツの充実を図ります。2029年には国民スポーツ大会も開催されるため、本市で開催予定の競技に関しては、競技の紹介や競技施設の整備などにより支援を行ってまいります。
70	学校体育館は学校スポーツや催事会場だけでなく、水害等の避難場所として機能する。藤岡市は市内小・中学校全ての体育館に1年以内にエアコンを設置する政策を決定し、実行している。館林市教育委員会は、他市の体育館エアコン設置状況と本市を比べてどのように考えているか。教育長は市長に政策を強く要請し、受け入れられない場合には辞職する覚悟を持っているか。教育長だけでなく、教育委員も同じである。館林市のこの教育環境の異常状態を放置している教育委員会は無責任であると思料するが、教育長・教育委員一人一人の見解を答弁するか。	中学校体育館の空調設備につきましては、予算編成の中で詳細を詰めていくこととなりますが、令和8年度に設置を予定しております。また、小学校につきましては、令和9年度以降、段階的に整備してまいりたいと考えております。また、本件パブリックコメントと趣旨が異なるものはご意見として承ります。